

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
業務・マネジメント部会（令和元年度第1回）議事要旨

日時：令和2年2月5日（水）16:00～18:00

場所：中央合同庁舎第3号館 10階共用会議室A

<委員からの主な発言>

資料2 測量・調査・設計業務を実施するにあたっての働き方改革の取り組みについて

- ・測量は天気に非常に左右される。今まで以上に十分な工期を取っていただきたい。
- ・設計変更が伴うことがほとんどであり、予定にないところで時間がとられる。スケジュール管理等で配慮してほしい。
- ・発注者にとって、平準化は履行するのがとても大変な取り組みである。目標を立てて達成するのに、その数字をコントロール可能な人がマネジメントしないと達成できない。整備局ごとに達成状況がどれほど違うのか。どうすれば平準化を達成しやすい状況を作れるのかを全国で共有すべき。
- ・発注者自身の働き方改革がどのような状況にあるのか、それを改善する必要があるのかということも気になる。
- ・業務の質や必要か不要かということを考えるべき。日本は全体的に昔ながらでやりすぎている。業務がどのように簡略化できるかを考えないといけない。
- ・原則として年度を超えて履行を行う場合、行政上のやり繰りにどんな影響があるのか、あるいはどんな抵抗があるのかが気になる。そういった要因に対して何らかの配慮が必要。
- ・中長期の上半期 50%、下半期 50%の目標について、2～3月の納期の山と8月の大きな山の二つの納期をできるだけ早期に実現してほしい。
- ・業務スケジュール管理表は重要なツール。ネクスコ中日本は、受注者だけでなく、発注者の実施項目を設け、受発注者が同じ工程を共有して業務を実施している。うまくいかない場合には見直して、必要な全体工期を調整している。これも一つのやり方ではないか。
- ・業務スケジュール管理表を広げていくことはよい。発注者からの設計条件の提示が遅れると全体が遅れることが分かるとよい。そして、単なるバーチャートではなく、プロジェクトマネジメントシステムの要素をいれて、クリティカルパスが遅れると工程全体が遅れる、ということを目に見えるようにしておく必要がある。さらに、担当者だけでなくリアルタイムで所長がみられる、おおざっぱな情報は局、本省が見られるようにすることも視野に入れても良いのではないか。

資料3 業務内容に応じた発注方式の選定方法の改善について

- ・都道府県、市町村はほとんどが価格競争。ガイドラインの中で国交省が指導する場合には、都道府県、市町村に細かい点で理解してもらう必要がある。
- ・地方公共団体には技術者がいない。発注者の支援者が必要。入札方式だけを変えてもうまくいかない。
- ・緑の部分の事例の道路・橋梁等構造物景観設計等の業務は、コンサルタントの知恵を絞って、品質のいい成果を提供している。手順の標準化等の理由で総合評価から価格競争あるいはプロポーザルから総合評価に単純に変更するのではなく、慎重に検討してほしい。
- ・プロポーザルか総合評価か発注区分の見直しの際に、実態がこうだから発注方式を変えるのではなく、業団体の意見を聞く機会を持ってほしい。発注者に専門的知識を持つ人が多くない、安易に発注区分を判断するケースが出てくるのは良くない。また、発注する際の業種区

分もまちまちであるため留意して頂きたい。

- 発注区分の見直しは、実態に合わせてガイドラインを書き換えると見てしまう。そもそも総合評価を導入した趣旨は、価格競争の部分で総合評価に変えていこう、質で選べる方向に全体を変えていこうというものであった。工事は価格競争がない。業務ではまだ価格競争が残っていることをどう考えていくか。実態に合わせてガイドラインを直すというスタンスではなく、長期的に全体をどう持っていくのが良いかという視点で見直し、検討を行ってほしい。
- 地方公共団体のプロポーザルや総合評価手続きをやったことがない人は、とてもハードルが高い。どういうやり方にすればできるようになるかをわかりやすいガイドラインや要領やマニュアルを整備するなど、ハードルを下げることを考えるべき。少しでも経験した人を増やしていくことを考えていかないと難しいのではないかな。
- 総合評価は指値の状況が多く、そのような状況であれば、できるだけプロポーザルを採用してほしい。また、総合評価の価格点はゼロ円なら 100 点というのは日本でしかやってないと思う。ここを変えてほしい。
- 上流の成果はそれを受け取ったところではわからない。次の工事の中で上流の成果が出てくる。事業全体でみたとき、ここにいい品質のものをインプットしておくということが大事ということが伝わるような方法を考えるべき。

資料 4 「災害復旧における適切な入札契約の適用ガイドライン」作成方針

- 近年災害が多発しているなかで、旅費や宿泊の経費が一番問題。災害なので、多少の出費は覚悟しているが、長く続くと難しい場合がある。都道府県、市町村が理解できるような形で表記してほしい。
- 昨年 10 月の台風 19 号では、通常工事において一時中止をかけてもらったことで集中して工事を行えた。そういったことをガイドラインで触れてもらえれば、いざという時、自治体でも同じようなことが起きた際に集中して工事ができるようになるのではないかな。
- 現場を伴う業務は工事と似たような要素がある。他県から応援がくる場合のハード面で無理が来ている。工事のような復興係数のようなものを、現場を伴う業務でも取り入れられるようなら検討していただきたい。
- 地域にもよるが、急に言われても対応できない業者がいるのでは。ガイドラインに書くべきということではないが、全体を見ないとガイドラインだけで対応が十分か不安がある
- 小さな市町村だと、災害申請する技術力や手がないという状況がある。災害が起きる前から、測量、設計など一通りできるグループをフレームワークアグリーメントで決めて、複数年協定を結んでおいて、いざとなったら随意契約や指名競争で発注できるという工夫があってもよいのではないかな。

以上